

要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時 90 歳。申立人らが相続）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったことを考慮し、過酷避難状況による精神的損害 30 万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分 15 万円の賠償が認められたほか、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約 87 年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど地域社会と強い関わり合いがあったこと、当該地域に帰還できないまま平成 29 年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額 700 万円）の増額分として 50 万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X 1、同 X 2 及び同 X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第 1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （1）亡 A（以下「被相続人」という。）が平成 29 年 2 月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （2）申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第 2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

- 1、要介護による精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（亡 A）（中間指針第五次追補第 2 の 4、指針 I）①）

自 平成 23 年 3 月 11 日	至 平成 29 年 2 月 28 日
--------------------	--------------------
- 2、過酷避難状況による精神的損害（亡 A）（中間指針第五次追補第 2 の 1）

自 平成 23 年 3 月 11 日	至 平成 23 年 9 月 10 日
--------------------	--------------------
- 3、過酷避難状況による精神的損害（亡 A）（中間指針第五次追補第 2 の 1）増額分

自 平成 23 年 3 月 11 日	至 平成 23 年 9 月 10 日
--------------------	--------------------
- 4、生活基盤喪失による精神的損害（亡 A）（中間指針第五次追補第 2 の 2）・増額分

5、証明書発行代（令和6年4月25日及び令和6年6月3日）

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金2,290,760円の支払義務があることを認める。

内訳）

1、要介護による精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（亡A）（中間指針第五次追補第2の4、指針I）①） 1,340,000円

2、過酷避難状況による精神的損害（亡A）（中間指針第五次追補第2の1） 300,000円

3、過酷避難状況による精神的損害（亡A）（中間指針第五次追補第2の1）増額分 150,000円

4、生活基盤喪失による精神的損害（亡A）（中間指針第五次追補第2の2）・増額分 500,000円

5、証明書発行代（令和6年4月25日及び令和6年6月3日）

760円

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年1月21日

（仲介委員 市川 太）